

申3号「JR高崎鉄道サービス(株)に従事する社員等の 2回目 労働条件改善に関する申し入れ」について団体交渉行う!

2019年10月24日に高崎鉄道サービス株式会社と団体交渉を行い、高崎事業所1項、2項、新前橋事業所1項、運転部門共通1項～3項、高崎事業所1項、2項について議論してきました。

【高崎事業所1項】では、新幹線清掃は駅事業所が行うことについて要求しました。会社は「現在の高崎駅事業所の規模(約40名)と列車ダイヤが大きく変わるような状況(昼間も新幹線の清掃が何本もあるような状況)とならない限り難しい」という回答でした。

【高崎事業所2項】では、更衣室を「すのこ」から「カーペット」に変更することについて要求しました。会社は「現場長に確認した所、社員からの要望はあがってない」「もし、やるとなった場合はJRとTTSのどちらが負担するのかという課題もある」という中で、今後も社員の意見を聞きながら考えていくことを確認しました。

【新前橋事業所1項】では、洗浄台水槽の水漏れの改善を要求しました。会社は「状況については把握していて、支社に改善の要望はしている。設備はJRのため修繕もJRになる」という回答でした。

運転部門【共通1項】では、外勤の夏用制帽を貸与することを要求しました。会社は「外勤は区別するため線を入れているので検修や清掃の担当に貸与しているものは配れない」という回答でした。組合として「外勤を区別したいなら、違うやり方もできる」と指摘し「今後も状況を見ながら考えていく」ことを確認しました。【共通2項】では、手袋の支給について要求しました。会社は「事業所ごとにばらつきがあるので現状把握をしていく。貸与するなら統一した物となる。必要に応じて支給できるようにしていく」ことを確認しました。【共通3項、高崎事業所1項、2項】では、手返しポイントの一斉点検、支所構内番線表示器と一旦停止のLEDの修繕を要求し、「支社に対して、設備改修の要望を行っていく」ことを確認しました。

前回からの継続議論

■会議室等の便宜供与について

組合「現場にはまだ申請書が来ていない。準備しているのか？」

会社「各現場に周知したので、申請があれば貸すことが出来る。ただし管理者がいない時間は貸せないとかの制約はあるのでその辺は了承してもらいたい。」

■籠原事業所清掃部門における合羽の貸与について

組合「社員の意見を聞くと言われたが、現場は動いてない。どのようなスケジュールなのか？」

会社「今年度末を目途に、意見集約をし、結論を出していきたい。」

■エルダー社員の介護休職申請について

会社「前回議論に踏まえ、内容について確認した。勤続1年未満のエルダー社員も本体からの勤続年数を準用し、介護休職を取得できる。その場合一旦、出向を解除し本体勤務とし、介護休職に入る。復職する時は再度出向とし元の会社等で業務に就くことになる。」

議論内容を基に、高崎支社に申し入れを行い要求実現に向けて議論します。

